

# 役員報酬等及び費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人豊肥地域シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第28条第1項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費及び宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 理事長には、定例報酬として月額50,000円を支給する。

2 役員には、別表の会議等日当表に基づき、会議等日当を支給する。

3 定款第52条に定める委員会の委員に就任し委員会に出席した役員に対しては、委員会日当として、委員会1回当たり2,000円を支給する。

## (定例報酬の支払日)

第4条 前条第1項の定例報酬は、毎月21日(その日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。以下この条において同じ。)に当たるときは、その日の前においてその日にもっとも近い土曜日、日曜日又は休日でない日)に、理事長の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払う。

## (費用)

第5条 センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員が職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費及び宿泊費を含む。)については、別途定める旅費規程に基づき支払うものとする。

## (公表)

第6条 センターは、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改正)

第7条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 会議等日当表

(単位:円)

	区 分	基 準	日 当 額
理事会	理 事 長	1 回につき	3,000 円
	理事長以外の各理事	1 回につき	3,000 円
	監 事	1 回につき	3,000 円
監 査	監 事	1 回につき	3,000 円